

(仮称)地域まちづくり協議会条例 検討のまとめ

		第1回 推進委員会	第1回 検討部会	第2回推進委員会	第2回 検討部会	議論を踏まえた最終案
		内容	内容	内容	内容	内容
①	(目的) 第1条	この条例は、阪南市自治基本条例(平成21年条例第21号)に規定する基本理念に基づき、協働及び共創によるまちづくりを推進するため、地域まちづくり協議会の設置に関し必要な事項を定めることにより、地域における住民自治を推進することを目的とする。	○用語に「地域まちづくり協議会」の説明はあるが、初めの目的の部分で「地域まちづくり協議会」とは何かという説明が必要では。	この条例は、阪南市自治基本条例(平成21年条例第21号)第16条第1項の規定に基づき、<u>地域の地縁組織、個人、事業者その他多様な主体が参画し、地域の活性化や課題の解決に向け取り組むための組織である地域まちづくり協議会の形成及び活動に関し必要な事項を定めることにより、地域における協働のまちづくりを推進することを目的とする。</u> (委員意見) <u>○第1回目の委員会で提示されていた表現が良いのでは。</u> <u>○第2回目(前回)の資料で修正して加えた部分は、まちづくり協議会の役割という条項を新たに設け規定しては。</u>	○初めて見る人にどのような条例なのかわかりやすく。 ○誰が関わる組織なのか、何をする組織なのかを明確化しておくとうわかりやすい。	この条例は、阪南市自治基本条例(平成21年条例第21号)に規定する基本理念に基づき、<u>市民、地域の自治会等、市民活動団体、事業者その他多様な主体が参画し、地域の活性化や地域課題の解決を推進するための新たな組織である地域まちづくり協議会の設置に関し、必要な事項を定めることにより、地域における協働によるまちづくりを推進することを目的とする。</u>
②	第2条	(用語) この条例で使われている用語の意味は、次のとおりとする。 (1)住民自治 自分たちが住んでいる地域を、自分たちで運営することをいう。 (2)市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は活動する団体をいう。 (3)自治会等 一定の区域内の住民等で構成された、地域住民等の福祉や振興の向上のため活動する組織をいう。 (4)市民公益活動団体 市民が自主的に、地域課題又は社会的課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益な活動を行 (5)地域まちづくり協議会 小学校区を単位とする地域の市民により構成され、その地域内に所在する自治会等その他の市民公益活動団体の参加を得ている団体であって、第4条第1項の規定による市長の認定を受けたものをいう。 (6)参画 市の政策等の立案、実施及び評価に至る過程において、責任を持って自主的かつ自発的に参加し、意思形成にかかわることをいう。 (7)協働 互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき、住みよいまちとするために、協力し行動することをいう。 (8)共創 これまでの協働のまちづくりを核として、地域において市民、自治会等、市民公益活動団体が連携し、異なる視点や価値観のもと多様な意見を出し合いながら、解決策の検討を行い、新たなまちの魅力や地域の価値を作りあげていくことをいう。	○「地域まちづくり協議会」の区域は、小学校区が適切か。 ○活動内容や目的によっては、大きいがよいとは限らない	(用語) この条例で使われている用語の意味は、次のとおりとする。 (1)<u>住民自治 自分たちの住んでいる地域を、自ら運営することをいう。</u> (2)市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は活動する団体をいう。 (3)自治会等 一定の区域内の住民等で構成された、地域住民等の福祉や振興の向上のため活動する組織をいう。 (4)<u>市民公益活動団体 市民が自主的に、地域課題又は社会的課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益な活動を行う団体</u> (5)<u>地域まちづくり協議会 概ね小学校区を単位以下とする地域内の市民（以下、「地域の市民」という。）市民により構成され、その地域内に所在する自治会等その他の市民公益活動団体の参加を得ている団体であって、第4条第1項の規定による市長の認定を受けたものをいう。</u> (委員意見) <u>○「住民自治」 委員会提示資料には語句が出てこないため不要。</u> <u>○「市民公益活動団体」 自治基本条例では市民活動団体。</u> <u>○用語整理が必要。</u>	○「地域まちづくり協議会」となっているが、実際に設立するとき組織名は地域である程度裁量が必要 ○市民活動団体において、“公益性”を求める必要はどこまであるか ○協働は、地域まちづくり協議会において重要なキーワードとなるためあえて規定 ○参画について、自治基本条例と地域まちづくり協議会条例における使われ方が違うため規定しない	(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。 (2)自治会等 一定の区域内の住民等で構成された、地域住民等の福祉や振興の向上のため活動する組織をいう。 (3)<u>市民活動団体 地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む自主的に組織する団体をいう。</u> (4)<u>地域まちづくり協議会 概ね小学校区以下の範囲を単位とする地域内の市民（以下、「地域の市民」という。）により構成され、その地域内に所在する自治会等その他の市民活動団体の参加を得ている団体であって、第4条第1項の規定による市長の認定を受けたものをいう。</u> (5)<u>協働 互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき、住みよいまちとするために、協力し行動することをいう。なお、新しい価値や事業等の創造・構築段階から協働で取り組む共創の考え方も含む。</u>

		第1回 推進委員会	第1回 検討部会	第2回推進委員会	第2回 検討部会	議論を踏まえた最終案
		内容	内容	内容	内容	内容
③	(活動) 第5条	地域まちづくり協議会は、その地域の特性を活かし、地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを行うこと。 2 地域まちづくり協議会と行政は、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行うこと。 3 地域まちづくり協議会は、その活動について、地域の市民との情報共有に努めること。 4 地域まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容などを定めた地域計画を策定すること。	○既存団体にて既に取り組んでいる活動との整理は。	地域まちづくり協議会は、その地域の特性を活かし、地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを行うこと。 2 地域まちづくり協議会は、その活動について、地域の市民との情報共有を行うこと。 <u>3 地域まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容などを定めた地域計画を策定すること。</u> <u>(委員意見)</u> <u>○「地域計画を策定する」という規定だけでなく、その計画に基づき「活動を行っていく」という表現が必要ではないか。</u> <u>○条文を「計画の策定」と「役割（活動）」を分け、計画では総合計画との整合性を確保するなど、もう少し詳しく規定してはどうか。</u>	○今までの議論の中で、協議会の活動や人をつなげていくネットワークを作るということが大事 ○地域計画について地域まちづくり協議会として、1つのテーマを重点的に取り組む場合、地域の全体を捉えての将来像やまちづくりの目標などは難しい部分があるかも ○認定時にどの程度の地域計画が求められるかによって度合いに差が出る ○総合計画との整合性となると主従関係が見える。あくまで対等という見え方が良い	地域まちづくり協議会は、第1条の目的を達成するために、地域特性を活かし、地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりに取り組むこと。 2 地域まちづくり協議会は、活動について、地域の市民との情報共有を行うこと。 <u>3 地域まちづくり協議会は、地域の市民がまちづくりをより円滑かつ効果的に行うことができるよう、それぞれの活動内容を理解し、ネットワークの構築を行うこと。</u> <u>条文追加</u> <u>(地域計画の策定)</u> <u>第〇条 地域まちづくり協議会は、第5条に掲げる活動を推進するため、地域ごとの特性に基づき、自らが取り組む地域計画を策定するものとする。</u> <u>2 地域計画には、地域の目標、計画期間、活動内容などを記載すること。</u>
④	第7条⇒ (検討後) 第8条	(行政の助言及び支援) 行政は、地域まちづくり協議会の自主性及び主体性を尊重し、その活動について適切な助言及び支援を行うこと。	○行政からの支援はしっかりと考えておく必要がある。	行政は、地域まちづくり協議会の自主性及び主体性を尊重し、その活動について適切な<u>助言及び支援を行うこと。</u> <u>(委員意見)</u> <u>○まちづくり協議会と行政との関係性があまり書かれていないのでは。</u> <u>○第5条との関係では、行政と相補い合いつつと</u> <u>いうのをどのように位置づけていくのか。</u>	○様々な関係性を表す言葉がある中で、どの言葉を選んでいくか ○行政とは助言や支援をする中で、地域まちづくり協議会と一緒に事業を連携して協力し合って実施していく	<u>(支援及び連携協力)</u> <u>行政は、地域まちづくり協議会の自主性及び主体性を尊重し、その活動について適切な助言及び支援を行うとともに、連携・協力を図るものとする。</u>